

# ・ 芦別市議会のページ

## 市議会のしくみ

### 市議会の役割

---

私たちの住んでいる芦別市をよりよくしていくためには、福祉や教育など市民生活に密着したさまざまな問題を解決していく必要があります。本来であれば、全市民が集まって諸問題を協議できればよいのですが、多くの市民が一同に会することは実際にはできません。そこで、市民の中から代表者を選んで、その代表者に市政を委ねています。

この代表者として選ばれたのが市長と市議会議員です。

市長は、市民生活に必要な施策を実際に行います。

これに対して市議会議員は、市議会を構成し、市長から提出された条例や予算について議論の上、市の意思を決定する一方、市政が公平かつ公正に行われているかをチェックする機能を持っています。

それぞれの役割は異なりますが、お互いに対等の立場で協力しながら、よりよい芦別市の実現のため活動しています。

### 市議会の権限

---

市議会は、市民の代表として活動するため、さまざまな権限を持っています。

#### 議決権

条例、予算その他法律に定められている主な事柄を決める

#### 認定権

決算の適否を審査する

#### 選挙権

議長、副議長、選挙管理委員を選挙する

#### 意見書提出権

国、道、国会に市議会の考え方を記した意見書を提出する

#### 請願、陳情受理権

住民から提出された請願、陳情を受理し、審査する

## 同意権

副市長、行政委員会委員の選任に同意する

## 調査、監視権

市政が正しく行われているかを調査、監視する

## 議員

---

市議会議員は、4年ごとに行われる選挙により選ばれます。

市議会議員の定数は、地方自治法において人口に応じて定められた数を上限に、条例によりそれぞれの市の定数を定めています。

芦別市におけるこれまでの定数は14人でしたが、平成23年の選挙から定数が12人となりました。

## 議長・副議長

---

議長、副議長は、議員の中から選挙により選ばれます。

議長は、市議会を代表し、議場の秩序維持や議事の整理、市議会事務の処理などを行います。

副議長は、議長を補佐し、議長が病気や出張などで不在のときに、議長の代わりを務めます。

## 会派

---

所属政党が同じ議員や、同じような意見や考えを持つ議員は、自分たちの意見を市政に効果的に反映させるため、グループを作って活動します。

このグループのことを会派と呼んでいます。ただし、会派に属さずに単独で活動する議員もいます。

芦別市議会には、現在3つの会派があります。

## 常任委員会

---

市議会に常時設置されている委員会です。

本来、議案の審査は、本会議において行いますが、市政の担う分野は多岐にわたっていることから、常任委員会を設置し、分野ごとに専門的な審査を行っています。芦別市議会には、2つの常任委員会

があり、議員は必ずいずれかの常任委員会に所属しています。

## 特別委員会

---

必要に応じて設置される委員会です。

芦別市議会の場合、予算や決算の審査の際に設置するほか、特定の問題が生じたときに、集中的に審査するために設置しています。

## 議会運営委員会

---

議会運営を効率的に行うための審議を行うために設置される委員会です。

各会派の議員の人数に応じて選ばれた委員が市議会開催前や開會中必要に応じて集まり、議事の取り扱いや審議方法などについて審議します。

## 市議会の会議

---

### 定例会・臨時会

市議会の会議には、年4回開催される定例会(3月、6月、9月、12月)と必要に応じて開催される臨時会があります。いずれも市長が招集して開かれ、あらかじめ決められた期間(これを会期といいます。)のうち、決められた日時に議場に集まって本会議を開きます。

### 本会議

議員全員が議場に集まり、市の重要な議案を審議し、議会としての意思を決めます。議案は原則として出席議員の過半数の賛成により決定します。

## 請願と陳情

---

市政などに対する意見や要望を請願、陳情として市議会に提出することができます。

請願は、受理後、常任委員会で審査し、本会議において採択(請願の趣旨を肯定)か不採択(請願の趣旨を否定)かの結論を出し、採

採択されれば、その趣旨を市長に送付して、市政に反映されることとなります。なお、採択か不採択の決定後、請願者にその結果をお知らせします。

陳情は、本会議の議題とせず、その写しを全議員に配布して趣旨を伝えます。

請願者または陳情書には、次の事項を記載し、提出してください。

- ・ 提出年月日
- ・ あて先は市議会議長名で記入
- ・ 請願者・陳情者の住所、氏名(法人・団体等の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)及び押印
- ・ 紹介議員の署名または記名押印(陳情の場合は必要なし)
- ・ 請願、陳情の件名
- ・ 請願、陳情の趣旨及び事項

その他、詳細については、議会事務局までお問い合わせください。

## 本会議の傍聴

---

本会議は、一般に公開され、議場備え付けの傍聴者名簿に必要事項を記入するだけで簡単に傍聴することができます。

## 委員会の傍聴

---

常任委員会、特別委員会は、委員長の許可により傍聴することができます。